

公共下水道管設置申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉県市長

申請者の代表 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書き  
しない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス  
\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

下記の私有道路に公共下水道管を設置していただきたく、私有道路における公共下水道管設置取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添付のうえ申請者を代表して申請します。

記

1 私有道路の所在及び所有者  
私有道路の所在 千葉県 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 他 筆  
所有者住所 \_\_\_\_\_  
所有者氏名 \_\_\_\_\_ 他 名  
(別添：土地所有者名簿のとおり)

2 私有道路の幅員、延長及び面積  
幅 員 \_\_\_\_\_ m  
延 長 \_\_\_\_\_ m  
面 積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

3 誓 約 事 項

- (1) 公共下水道管が設置された場合は、下水道法第 10 条の規定により排水設備を設置します。
- (2) 申請者又は土地所有者の都合により公共下水道管の設置替え又は廃止をする場合は、市に届け出るとともにこれに要する一切の経費については、申請者又は土地所有者の負担で行います。
- (3) 公共下水道の使用に関する苦情、紛争等については、全面的に千葉市に協力し、一切迷惑をかけません。

4 添 付 書 類

- (1) 公共下水道管設置申請者名簿
- (2) 土地使用承諾書
- (3) 土地使用承諾書を提出する者全員の印鑑登録証明書
- (4) 土地所有者名簿
- (5) 私有道路の案内図及び公図の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類 ( 登記事項要約書 (土地) )



# 土地 使用 承諾 書

令和 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

土地所有者住所 \_\_\_\_\_  
土地所有者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_  
連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

私所有の末尾記載の土地について下記のとおり、その使用を承諾します。

土地の表示 末尾記載のとおり  
使用目的 公共下水道管の設置及び維持管理のため。  
使用期間 公共下水道管が用途廃止されるまでの期間  
使用料 無 償  
特 約 1 公共下水道管の設置工事、維持管理及び公共樹設置工事のための当該土地の掘削、占用及び立ち入りについて承諾します。  
2 公共下水道管の設置及び維持管理上障害となる工作物は設置しません。  
3 公共下水道管が設置されている土地を他人に譲渡する場合は、当該土地を引き続き使用できるよう、この承諾書記載の条件を全て譲受人に承継します。

土地の表示

土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積 (私有道路の面積)	摘 要 (持ち分等)
千葉市 区			m <sup>2</sup>	
千葉市 区			m <sup>2</sup>	
千葉市 区			m <sup>2</sup>	
千葉市 区			m <sup>2</sup>	
千葉市 区			m <sup>2</sup>	



公共下水道管設置決定通知書

千 第 号  
年 月 日

申請者の代表者

様

千葉市長

年 月 日付により申請のありました公共下水道管設置申請については、審査の結果（設置する、設置しない）こととしたので通知します。  
なお、この旨を関係者に周知していただくようお願いします。

記

- 1 公共下水道管設置場所 千葉市 区  
(別添：図面のとおり)
- 2 工事担当課
- 3 連絡先

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。